

港湾運送事業報告規則に基づく各種報告について

報告書の提出（報告規則第2条）

港湾運送事業者は、別紙の表に掲げる報告書のうち、その営む港湾運送事業に係るものを、それぞれ作成し、期日までにその営む港湾運送事業に係る港湾の所在地（検数事業、鑑定事業又は検量業務を営む者については、その主たる事務所の所在地）を管轄する地方運輸局長に1通提出しなければなりません。

ただし、事業概況報告書、財務諸表、検数取扱い実績報告書、鑑定取扱い実績報告書及び検量取扱い実績報告書については、国土交通大臣及び地方運輸局長にそれぞれ1通提出する必要があります。

報告書の経由等（報告規則第3条）

報告書を国土交通大臣に提出する場合は、所轄地方運輸局長を経由しなければなりません。ただし、その営む港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所の長を経由することができます。

報告書を所轄地方運輸局長に提出する場合は、所轄運輸支局の長を経由することができます。これにより、所轄運輸支局の長を経由して報告書を提出するときは、副本1通を添付する必要があります。

問い合わせ先

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館11階

中部運輸局海事振興部貨物・港運課

TEL: 052-952-8014

別紙 報告書一覧

	報告書の種類	記載事項	報告期日
①	事業概況報告書 (第1号様式)	当該事業年度に係る実績	毎事業年度の経過後100日以内
②	財務諸表 (損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、注記表、営業収益明細表 (第2号様式) 、営業費明細表 (第3号様式) 、港湾運送事業人件費明細表 (第4号様式))	当該事業年度に係る実績	毎事業年度の経過後100日以内
③	港湾荷役実績報告書 (第5号様式)	月末で終わる1月間の実績	翌月の末日まで
④	はしけ稼働実績報告書 (第6号様式)	月末で終わる1月間の実績	翌月の末日まで
⑤	いかだ運送実績報告書 (第7号様式)	3月31日を末日とする1年間の実績	4月30日まで
⑥	一般港湾運送引受け実績報告書 (第8号様式)	月末で終わる1月間の実績	翌月の末日まで
⑦	統括管理実績報告書 (第9号様式)	月末で終わる1月間の実績	翌月の末日まで
⑧	港湾運送引受け実績報告書 (第10号様式)	月末で終わる1月間の実績	翌月の末日まで
⑨	労働者数及び稼働実績報告書 (第11号様式)	3月31日を末日とする1年間の実績	4月30日まで
⑩	検数取扱い実績報告書 (第12号様式)	3月31日を末日とする1年間の実績	4月30日まで
⑪	鑑定取扱い実績報告書 (第13号様式)	3月31日を末日とする1年間の実績	4月30日まで
⑫	検量取扱い実績報告書 (第14号様式)	3月31日を末日とする1年間の実績	4月30日まで